

# 年休を失効していませんか！？ 泣き寝入りしていませんか！？

社員の皆さん！？ 今年度末（3月）の勤務が各職場で発表されました。

今年度の年休は請求通り発給されましたか？

まさか、今年度末で失効する年休はありませんよね！？

まさか、会社にももの申さず、泣き寝入りしていませんよね！？

各職場では多くの社員が年休を失効してしまう事態になっているようです。

はたして、ユニオン組合員や国労組合員はどれくらいの方が年休を失効してしまうのでしょうか？

**※会社は今後、「休日指定予定日の公表廃止」と「休日出勤の奨励・強要」を通じて更なる年休抑制と要員削減を目論んでいます。**

**※「新幹線車内業務の見直し」で更なる要員削減と労働強化も目論んでいます。**

各職場では、所属組合に関係なく多くの社員から

☆要員不足が原因だ！ 乗務員はものではないぞ！

☆インフルエンザに感染せな年休消化でけへんわ！

☆本来業務以外（業研、各委員会、QC等）で年休抑制するな！

☆俺らの年休消化よりも（業研、各委員会、QC等）が優先するのか！？

☆こんなことが続いていたら絶対に大事故が起きるぞ！

等々の意見が出ています。

労働基準法第39条には・・・「使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。」・・・と定めてあります。

**※年次有給休暇(年休)というものは会社から与えられるものではありません。**

**※年次有給休暇(年休)というものは請求された時季に会社から与えなければならないものです。**

**※労働者には取得する権利があり使用者(会社)には発給しなければならない義務があるのです。**

**※これをやらないのは違法行為です。**

**このような違法行為を許しているようでは、労働組合の存在意義が問われます。**

**違法行為を見て見ぬふりをしたり、沈黙を決め込むことは同罪です。**

**泣き寝入りせず、皆でしっかり声を上げていきましょう!!**